

# 官報

## 号外 昭和四十八年九月十九日

### 第七十二回 参議院會議録第三十五号

昭和四十八年九月十九日(水曜日)  
午前十時三分開議

#### ○議事日程 第三十八号

昭和四十八年九月十九日  
午前十時開議

- 第一 建設省設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)
- 第二 通行税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)
- 第三 中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)
- 第四 水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案(衆議院提出)
- 第五 航空事故調査委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 日本放送協会昭和四十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

#### ○本日の会議に付した案件

- 一、国家公務員等の任命に関する件
- 以下 議事日程のとおり

#### ○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

昭和四十八年九月十九日 参議院會議録第三十五号

国家公務員等の任命に関する件 建設省設置法の一部を改正する法律案

この際、国家公務員等の任命に関する件についておはかりいたします。

内閣から、中央社会保険医療協議会委員に高橋正雄君、山田雄三君を、労働保険審査会委員に入木高生君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。また、労働保険審査会委員、及び中央社会保険医療協議会委員のうち高橋正雄君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、全会一致をもって、いずれも同意することに決しました。

○議長(河野謙三君) 次に、中央社会保険医療協議会委員のうち、山田雄三君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、全会一致をもってこれに同意することに決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第一 建設省設置法の

一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

#### 審査報告書

建設省設置法の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年九月十七日

内閣委員長 高田 浩運  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、筑波研究学園都市に建設する国の試験研究機関等に係る営繕工事に関する事務を分掌させるため、本省に地方支分部局として、臨時に、筑波研究学園都市営繕建設本部を設置するとともに、住宅公団監理官の制度を簡素化するため、同監理官の定数二人を一人に改めようとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

#### 一、費用

本法律施行に要する経費は、三千八百三十三万円であつて、昭和四十八年度一般会計予算に計上されている。

#### 附帯決議

政府は、筑波研究学園都市移転職員が生計費が、生活環境施設の未整備のため著しく増嵩している実情にかんがみ、筑波研究学園都市移転手当の増額を図るべきである。

建設省設置法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年六月五日

衆議院議長 前尾繁三郎  
参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の第三項中「二人」を「一人」に改める。

第十一条を次のように改める。

(地方支分部局)

第十一条 本省に次の地方支分部局を置く。

地方建設局

筑波研究学園都市営繕建設本部

第十一条の次に次の節名を附する。

第一節 地方建設局

第十二条中「左に掲げる事務」を「次に掲げる事務(筑波研究学園都市営繕建設本部の所掌に属するものを除く。)」に改める。

第四章に次の一節を加える。

第二節 筑波研究学園都市営繕建設本部(所掌事務)

第十五条の二 筑波研究学園都市営繕建設本部(以下「建設本部」といふ。)は、本省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 研究学園地区(筑波研究学園都市建設法(昭和四十五年法律第七十三号)第二条第三項に規定する研究学園地区をいう。以下同じ。)内に移転し、又は新設する国家机关の建築物の営繕及びその附帯施設の建設並びにこれらに必要な土地又は借地権の取得を行なうこと並びに関係国家机关に対してこれらの事務に関する必要な報告又は資料の提出を求めること。

昭和四十八年九月十九日 参議院會議録第三十五号

建設省設置法の一部を改正する法律案 企業基本法等の一部を改正する法律案

通行税法の一部を改正する法律案 中小企業者の範囲の改定等のための中小

二 委託に基づき、前号に掲げる営繕工事の施行に伴い必要を生じた工事(これに関する調査を含む。)及び同号に掲げる営繕工事の施行と工事施行上密接な関連のある建設工事(これに関する調査を含む。)を行なうこと。

(位置、内部組織及び事務所)

第十五条の三 建設本部は、東京都に置く。

2 建設本部の内部組織は、建設省令で定める。

3 建設大臣は、建設本部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に建設本部の事務所を設置することができる。その名称、位置及び所掌事務の範囲は、建設省令で定める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十二条 建設本部は、筑波研究学園都市建設法第二条第四項に規定する研究学園地区建設計画に基づき事業の実施に関する状況を勘案して政令で定める日まで置かれるものとする。

附則

この法律は、<sup>公布の日</sup>昭和四十八年四月一日から施行する。

〔高田浩通君登壇、拍手〕

○高田浩通君 たいだいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案の要旨は、筑波研究学園都市に移転し、または新設する国の試験研究機関等の施設を建設するため、本省の地方支分部局として、臨時に筑波研究学園都市営繕建設本部を設置することでありませう。

なお、衆議院において施行期日に所要の修正が行なわれております。

委員会におきましては、建設本部設置の理由、研究学園都市の建設計画と進捗状況、学園地区周辺の開発状況と地価対策等について質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定

いたしました。

なお、本法案に対し、筑波研究学園都市移転職員の実情にかんがみ、移転手当を増額すべきである旨の附帯決議が付されました。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 過半数と認められます。よって、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第二 通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長藤田正明君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

通行税法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。昭和四十八年七月十三日

衆議院議長 前尾繁三郎  
参議院議長 河野 謙三殿

通行税法の一部を改正する法律案 通行税法の一部を改正する法律

通行税法(昭和十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「一人一回ニ付千六百円ヲ超ユルモノニ限ル」を「一般ノ乗客ノ通常利用スル寢台ニ係ル料金トシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク」に改める。

附則第四項中「急行料金若ハ準急行料金」を「若ハ急行料金」に改める。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 改正後の通行税法の規定は、この法律の施行の日以後に領収する旅客運賃等(同法第二条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等)をいふ。以下同じ)に係る通行税について適用し、同日前に領収した旅客運賃等に係る通行税については、なお従前の例による。
- この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる通行税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔藤田正明君登壇、拍手〕

○藤田正明君 たいだいま議題となりました通行税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在、通行税法は一般の乗客が利用する国鉄のB寝台については課税しない趣旨から、免税点をその最高料金である千六百円として定めておりますが、今回の国鉄運賃の改定に伴い、B寝台料金も改定され、その一部が課税対象となりますので、本案は、これを回避するため、通行税の非課税範囲を、一般の乗客が通常利用する寝台に係る料金として政令で定めるものに改めようとするものであります。

委員会におきましては、今回の運賃改定実施時期との関連からする本法施行期日の適否、免税点の金額表示を政令に委任することと租税法主義との関係等につき質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 過半数と認められます。よって、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第三 中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長佐田一郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。昭和四十八年八月二十八日

衆議院議長 前尾繁三郎  
参議院議長 河野 謙三殿

中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案 中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律

(中小企業基本法の一部改正) 第一条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同条第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(中小企業等協同組合法の一部改正)  
第二条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第一号イ中「五千万円(商業)」を「一億円(小売業)」に、「一千万円」を「一千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については三千万円に改め、同号ロ中「商業」を「小売業」に、「五十人」を「五十人、卸売業を主たる事業とする事業者については百人」に改める。  
(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)

第三条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第二号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項第三号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。  
(中小企業退職金共済法の一部改正)

第四条 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「卸売業若しくは」を削り、「五十人」を「五十人、卸売業を主たる事業とする事業主については百人」に改める。  
(中小企業近代化促進法の一部改正)

第五条 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同条第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(中小企業指導法の一部改正)  
第六条 中小企業指導法(昭和三十八年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同条第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。  
(中小企業振興事業団法の一部改正)

第七条 中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同条第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。  
(中小企業特恵対策臨時措置法の一部改正)

第八条 中小企業特恵対策臨時措置法(昭和四十六年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。  
(下請代金支払遅延等防止法の一部改正)

第九条 下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第四項第一号中「五千万円」を「一億円」に改める。  
(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正)

第十条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。  
第八条第五項第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「及び資本の額若しくは出資の総額が三千万円以下の法人又は常時使用する従業員数が百人以下の法人若しくは個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。  
(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第十一条 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同条第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。  
(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正)

第十二条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。  
(下請中小企業振興法の一部改正)

第十三条 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「五千万円」を「一億円」に改める。  
(商工組合中央金庫法の一部改正)

第十四条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。  
第七条第一項第二号ノ三中「千万円」の下に「卸売業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ三千万円」を、「五十人」の下に「卸売業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ百人」を加え、同項第三号及び第四号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項第五号中「千万円」の下に「酒類卸売業者ニ付テハ三千万円」を、「五十人」の下に「酒類卸売業者ニ付テハ百人」を加え、同項第六号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項第七号中「千万円」を「三千万円(小売業又ハサビビス業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ千万円)」に、「五十人」を「百人(小売業又ハサビビス業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ五十人)」に改める。  
(中小企業信用保険法の一部改正)

第十五条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「五千万円」を「一億円」に、「商業」を「小売業」に、「一千万円」を「一千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については三千万円」に改め、「五十人」の下に「卸売業を主たる事業とする事業者については百人」を加え、同項第二号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項第五号中「一千万円」の下に「卸売業を主たる事業とする事業者については、三千万円」を、「五十人」の下に「卸売業を主たる事業とする事業者については、百人」を加える。

昭和四十八年九月十九日 参議院會議録第三十五号 中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案

昭和四十八年九月十九日 参議院會議録第三十五号

中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案 水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案

九六一

加え、同項第六号中「五千万円」を「一億円」に改め、「一千万円」の下に「(酒類卸売業者については、三千万円)を、五十人」の下に「(酒類卸売業者については、百人)を加え、同項第七号中「五千万円」を「一億円」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第十六条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五千万円」を「一億円」に、「商業」を「小売業」に、「一千万円」を「一千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については三千万円」に改め、「五十人」の下に「卸売業を主たる事業とする事業者については百人」を加え、同条第二号中「五千万円」を「一億円」に改め、同条第四号中「一千万円」の下に「(卸売業を主たる事業とする事業者については、三千万円)を、五十人」の下に「(卸売業を主たる事業とする事業者については、百人)を加え、同条第五号中「五千万円」を「一億円」に改め、「一千万円」の下に「(酒類卸売業者については、三千万円)を、五十人」の下に「(酒類卸売業者については、百人)を加え、同条第六号中「五千万円」を「一億円」に改める。

(中小企業投資育成株式会社法の一部改正)

第十七条 中小企業投資育成株式会社法(昭和三十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同条第二項中「一億円」を「三億円」に改める。

(国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部改正) 第十八条 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五千万円」を「一億円」に改

め、同条第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条及び附則第五項の規定は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に第四条の規定による改正後の中小企業退職金共済法第二条第一項の中小企業者が共同して実施している従業員のための退職金積立の事業で労働省令で定める基準に適合すると労働大臣が認定するものに参加している当該中小企業者については、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第七号)附則第二条及び附則別表の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「この法律の施行後」とあるのは、「中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)の施行後」と読み替へるものとする。

3 この法律の施行の際現に存する商工組合に関する中小企業団体の組織に関する法律第六十九条第一項(同法第十二条第一項に掲げる要件に係る部分に限る。)の規定の適用については、この法律の施行後一年間は、第十一条の規定による改正後の中小企業団体の組織に関する法律第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する中小企業等協同組合法の罰則の適用については、なお従前の例による。

5 第九条の規定の施行前にした行為に対する下請代金支払遅延等防止法の罰則の適用については、なお従前の例による。

〔佐田一郎君登壇、拍手〕

○佐田一郎君 たいだいま議題となりました法律案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、中小企業をめぐる経済情勢の変化にかんがみ、中小企業基本法以下十八の中小企業関係法律に規定する中小企業者の範囲を改定しよるとするもので、その内容は、工業等については資本金基準を五千万円から一億円に引き上げるとともに、商業等については卸売業を営む中小企業者の範囲を新たに定め、その資本金基準を三千万円、従業員基準を百人とするものであります。委員会では、中小企業者の範囲の改定理由、改定による零細企業への影響、今後の中小企業の本政策など中小企業をめぐる各般の問題について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第四 水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員

長亀井善彰君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和四十八年九月十八日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、事業活動に伴い排出された水銀等により水産動植物が汚染されていること又は汚染されているおそれがあることに起因する漁業の操業の停止、水産物(水産加工物を含む。以下同じ。)の販売の不振等により損失を受けた漁業者、水産加工業者、水産物販売業者等に対する事業の経営又は生活に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じ、もつてこれらの者の事業の経営と生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「水銀等」とは、水銀、ポリ塩化ビフェニールその他の他人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質をいう。

2 この法律において「被害漁業者等」とは、次の各号に掲げる者であつて、指定区域内に住所を有し、かつ、事業活動に伴い排出された水銀等により水産動植物が汚染されていること又は汚染されているおそれがあることに起因する漁業の操業の停止、水産物の販売の不振等による昭

和四十八年五月二十二日以後における収入の減少の額が政令で定める基準に該当する旨の市町村長(特別区の区長を含む。)の認定を受けたもの及び第一号に掲げる者に係る指定区域内に住所を有する水産業協同組合をいう。

一 漁業をおもな業務とする者(水産業協同組合を除く。)であつて政令で定めるもの  
 二 水産加工業をおもな業務とする者(水産業協同組合を除く。)であつて政令で定めるもの  
 三 水産物の販賣業をおもな業務とする者(水産業協同組合を除く。)であつて政令で定めるもの

四 前各号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として政令で定める者

3 前項の指定区域は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に掲げる区域とする。

一 前項第一号に掲げる者 旧市町村の区域(昭和二十八年九月三十日現在における市町村の区域をいう。以下この号において同じ。)  
 二 前項第二号に掲げる者 前号に掲げる区域及び第三号に掲げる区域  
 三 前項第三号及び第四号に掲げる者 市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を有する同項第二号、第三号及び第四号に掲げる者(以下この号において「居住漁業者等」という。)であつて同項に規定する収入の減少の額が同項の政令で定める基準に該当するもの及び同項の政令で定める基準に該当するもの数が当該居住漁業者等の総数の百分の十以上であると認め、都道府県知事が指定する旧市町村の区域

4 この法律において「特定地域」とは、事業活動  
 昭和四十八年九月十九日 参議院会議録第三十五号

に伴い排出された水銀等により水産動植物が汚染され又は汚染されているおそれがある水域に係る地域及び当該水域の周辺水域に係る地域であつて、漁業、水産加工業又は水産物の販賣業の経営に対する当該汚染等の影響が著しいと認められる地域として政令で定める地域をいう。

5 この法律において「経営資金」とは、水産業協同組合、農林中央金庫、中小企業等協同組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民金融公庫その他政令で定める金融機関(以下「融資機関」という。)が、被害漁業者等に対し、当該事業の経営に必要な資金又は生活に必要な資金として昭和四十八年十二月三十一日までに貸し付ける資金であつて貸付金額、償還期限、利率等が政令で定める基準に該当するものをいう。(国庫補助)

第三条 都道府県及び市町村は、融資機関が経営資金を貸し付けるときは、当該貸付けに係る経営資金につき利子補給を行なう旨の契約及び当該経営資金を貸し付けたことによつて当該融資機関が受けた損失を補償する旨の契約を、当該融資機関と結ぶことができる。

2 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、次の各号に掲げる経費の全部又は一部を補助する。  
 一 市町村が、融資機関との契約により、当該融資機関が貸し付けた経営資金につき利子補給を行なうのに要する経費の一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費  
 二 都道府県が、融資機関との契約により、当該融資機関が貸し付けた経営資金につき利子補給を行なう場合における当該利子補給に要する経費  
 三 市町村が、融資機関との契約により、当該融資機関が経営資金(特定地域内に住所を有する被害漁業者等)に対して貸し付けるものに

限る。以下この条において同じ。)を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該融資機関に対し補償するに要する経費の百分の八十以内を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費  
 四 都道府県が、融資機関との契約により、当該融資機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失を補償する場合における当該損失補償に要する経費  
 五 市町村が、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、中小企業等協同組合である協同組合連合会、商工組合連合会、商店街振興組合連合会、中小企業金融公庫又は商工組合中央金庫(以下「連合会等」という。)との契約により、経営資金を貸し付けようとする漁業協同組合、水産加工業協同組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合又は商店街振興組合(以下「組合」という。)に対し当該資金に充てるための資金を当該連合会等が貸し付けたことによつて受けた損失を、当該連合会等に対し補償するに要する経費の百分の八十以内を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費  
 六 都道府県が、連合会等との契約により、経営資金を貸し付けようとする組合に対し当該資金に充てるための資金を当該連合会等が貸し付けたことによつて受けた損失を、当該連合会等に対し補償する場合における当該損失補償に要する経費

3 前項第三号から第六号までの契約には、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。  
 一 融資機関又は連合会等は、当該契約により損失補償を受けた後も、善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。  
 二 融資機関又は連合会等は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使

のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これをもつて当該融資について損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。  
 三 融資機関は、被害漁業者等に対する経営資金の貸付けの契約において、当該被害漁業者等が水産動植物の汚染の原因となつた水銀等を排出した事業者から当該貸付けに係る損失の填補を受けたときは、すみやかに、その填補を受けた額の限度において、当該契約に係る債務を弁済すべき旨を定めるべきこと。

4 第二項第三号から第六号までの損失は、融資元本の償還期限の到来後政令で定める期間を経過してもなお元本又は利息(政令で定める遅延利息を含む。)の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額とする。

第四条 前条第二項の規定により政府が都道府県に対して交付する補助金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に従い、当該各号に掲げる額の範囲内とする。  
 一 前条第二項第一号及び第二号に掲げる経費のうち、特定地域内に住所を有する被害漁業者等に対して貸し付けられた経営資金に係る経費 当該利子補給額の百分の六十五に相当する額又は当該利子補給の対象となつた融資機関ごとの貸付金の総額に年三・五七五パーセント以内において融資機関ごとに政令で定める率を乗じて得た額の合計額のいずれか低い額  
 二 前条第二項第一号及び第二号に掲げる経費のうち、前号の被害漁業者等以外の被害漁業者等に対して貸し付けられた経営資金に係る経費 当該利子補給額の百分の五十に相当する額又は当該利子補給の対象となつた融資機

関の総額の百分の五十に相当する額  
 三 市町村が、融資機関との契約により、当該融資機関が経営資金(特定地域内に住所を有する被害漁業者等)に対して貸し付けるものに

水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案



(委員長及び委員の任命)

第五條 委員長及び委員は、委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行なうことができるものと認められる者のうちから、両議院の同意を得て、運輸大臣が任命する。

2 委員長又は委員につき任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、運輸大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、運輸大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならぬ。

4 次の各号の一に該当する者は、委員長又は委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 航空運送事業者若しくは航空機若しくは航空機の装備品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)若しくはこれらの者の使用人その他の従業者

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)又は使用人その他の従業者

(任期) 第六條 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができない。

(罷免)

第七條 運輸大臣は、委員長又は委員が第五條第四項各号の一に該当するに至つたときは、これらを罷免しなければならない。

2 運輸大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の執行がでないと認めるとき、又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない行為があると認めるときは、○あらかじめ委員会の意見をきいたうえ、これらを罷免することができる。

(会議) 第八條 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第四條第四項の規定により委員長の職務を代理する常勤の委員は、委員長とみなす。

(服務) 第九條 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び常勤の委員は、在任中、運輸大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行なつてはならない。

(給与)

第十條 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(専門委員) 第十一條 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、委員会の意見をきいて、運輸大臣が任命する。

3 専門委員は、非常勤とする。

(職務従事の制限) 第十二條 委員会は、委員長、委員又は専門委員が航空事故の原因に関係があるおそれのある者と密接な関係を有すると認めるときは、当該委員長、委員又は専門委員を当該航空事故に関する航空事故調査に従事させてはならない。

2 前項の委員長又は委員は、当該航空事故調査に関する委員会の会議に出席することができない。

(事務局) 第十三條 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長○その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局の内部組織は、運輸省令で定める。

(航空事故調査) 第十四條 委員会は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附屬書として採択された標準、方式及び手続を準拠して、航空事故調査を行なうものとする。

2 委員会は、航空事故調査を行なうため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる処分をすることができる。

- 一 航空機の使用者、航空機に乗り組んでいた者、航空事故に際し人命又は航空機の救助に当たつた者その他の航空事故の関係者(以下「関係者」という)から報告を徴すること。

二 航空事故の現場その他の必要と認める場所に立ち入つて、航空機その他の航空事故に関係のある物件を検査し、又は関係者に質問すること。

三 関係者に出席を求めて質問すること。

四 航空機その他の航空事故に関係のある物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。

五 航空機その他の航空事故に関係のある物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の保全を命じ、又はその移動を禁止すること。

六 航空事故の現場に、公務により立ち入る者及び委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員長、委員又は事務局の職員に前項各号に掲げる処分を、専門委員に同項第二号に掲げる処分をさせることができる。

3 前項の規定により第二項第二号に掲げる処分をする者は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(航空事故の発生の通報) 第十五條 運輸大臣は、航空法第七十六條第一項若しくは第二項の規定により航空事故について報告があつたとき、又は航空事故が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

(運輸大臣の援助)

第十七条 委員会は、航空事故調査を行なうため必要があると認めるときは、運輸大臣に対し、航空事故についての事実の調査又は物件の収集の援助その他の必要な援助を求めることができる。

2 運輸大臣は、前項の規定により航空事故についての事実の調査の援助を求められた場合において、必要があると認めるときは、その職員に第十四条第二項第二号に掲げる処分をさせることができる。

3 運輸大臣は、航空事故が発生したことを知つたときは、直ちに当該航空事故について事実の調査、物件の収集その他の委員会が航空事故調査を円滑に開始することができるための適切な措置をとらなければならない。

4 運輸大臣は、前項の規定による措置をとるため必要があると認めるときは、その職員に第十四条第二項各号に掲げる処分をさせることができる。

5 第十四条第三項及び第四項の規定は、第二項

又は前項の規定により職員が処分をする場合について準用する。

(関係行政機関等の協力)

第十七条 委員会は、航空事故調査を行なうため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

(原因関係者の意見の聴取)

第十八条 委員会は、航空事故調査を終える前に、当該航空事故の原因に関係があると認められる者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 委員会は、必要があると認めるときは、航空事故調査を終る前に、聴聞会を開き、関係者又は学識経験のある者から、当該航空事故に関して意見を聞くことができる。

3 旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機について発生した航空事故であつて一般的関心を有するものについては、前項の聴聞会を開かなければならない。

(報告書)

第十九条 委員会は、航空事故調査を終えたときは、当該航空事故に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを運輸大臣に提出すると

ともに、公表しなければならない。

- 一 航空事故調査の経過
二 認定した事実
三 事実を認定した理由
四 原因

2 前項の報告書には、少数意見を附記するものとする。

3 委員会は、航空事故調査を終える前においても、必要があると認めるときは、航空事故調査の経過について、運輸大臣に報告するとともに、公表するものとする。

(勧告)

第二十条 委員会は、航空事故調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故の防止のため講ずべき施策について運輸大臣に勧告することができる。

2 運輸大臣は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策について委員会に通報しなければならない。

(建議)

第二十一条 委員会は、必要があると認めるときは、航空事故の防止のため講ずべき施策について運輸大臣又は関係行政機関の長に建議するこ

とができる。

(政令への委任)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第二十三条 何人も、第十五条第二項若しくは第三項又は第十七条第二項若しくは第四項の規定による処分に応ずる行為を漏らした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第一項第一号、同条第二項又は第十六条第四項の規定による処分に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 第十四条第二項第二号、同条第三項若しくは第十六条第二項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者





昭和四十八年九月十九日 参議院會議録第三十五号 航空事故調査委員会設置法案 日本放送協会昭和四十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書 九六八

第七七条の見出し中「航空法」を「航空法等」に改め、同条第一項中「第三百三十二条第一項及び第二項」を削り、同条に次の二項を加える。

7 航空事故調査委員会設置法(昭和四十八年法律第 号)第三条の規定は、自衛隊の使用する航空機について発生した航空事故

(自衛隊の使用する航空機が自衛隊以外の者が使用する航空機と衝突し、又は接触したことにより発生したものを除く)については、適用しない。

8 長官は、航空事故の防止のために有益であると認める前項の航空事故に係る情報を航空事故調査委員会に提供するものとする。

〔長田裕二君登壇、拍手〕

○長田裕二君 ただいま議題となりました航空事

故調査委員会設置法案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本案は、航空事故の原因を究明するための調査を適確に行なわせるため、運輸省に航空事故調査委員会を設置し、もって航空事故の防止に寄与しようとするものでありまして、そのおもな内容

は、第一に、運輸省に航空事故調査委員会を設置すること、第二に、委員会の所掌事務は、航空事故の原因を究明するための調査、航空事故防止施策についての勧告、建議、その他の必要な調査研

究等を行なうこと、第三に、委員会は、委員長及び委員四人をもって組織し、委員長及び委員は、両議院の同意を得て運輸大臣が任命し、その任期

は三年とすること、第四は、委員会は、航空事故

調査を終えたときは報告書を作成し、これを運輸

大臣に提出するとともに、公表しなければならぬこと等であります。

なお、本案は、衆議院において、委員会の委員長及び委員は独立してその職権を行なうこと、委員会は聴聞会を開き、関係者または学識経験のある者から意見を聞くことができること、及び航空

事故調査報告書には少数意見を付記すること等の修正が行なわれております。

委員会におきましては、航空事故調査委員会の組織、運営、調査対象範囲と自衛隊機事故との関係、聴聞会における意見の聴取等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、

本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第六 日本放送協会昭

和四十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長苗

ケ久保重光君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本放送協会昭和四十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

日本放送協会昭和四十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

内閣総理大臣 佐藤 榮作殿

日本放送協会昭和四十五事業年度財産目録等の回付について

日本放送協会昭和四十五事業年度財産目録、貸借対照表および損益計算書ならびにこれに関する説明書の検査を了したのでこれを回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

明書

右

国会に提出する。

昭和四十七年二月二十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

四六検第三四四号

昭和四十六年十一月三十日

会計検査院長 白木 康進郎

一 昭和四十五年度財産目録  
財産目録

昭和四十六年三月三十一日現在

科目	内		要	金額	合計
	備	内			
(資産の部)					
流動資産					
現金預金	現金	小口現金を含む		三八、四七七、三五六	三八、四七七、三五六
	銀行預金			四、五五、八九三、三五六	四、五五、八九三、三五六
	郵便振替			四、九一〇、〇七七	四、九一〇、〇七七
受付料未収金	受付料未収金	受付料未収金の徴収不能見越額		一、〇〇、二九一、四九九	一、〇〇、二九一、四九九
	未収受付料欠損引当金	電信電話債券ほか		七五、〇〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇、〇〇〇
有価証券	受信改善業務用物品	受信障害防止器		三、四〇〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇
	貯蔵品	フィルム、放送記念品ほか		一三三、三三〇、七五〇	一三三、三三〇、七五〇
	前払費用	長期借入金利息ほか		一五四、〇四八、七三三	一五四、〇四八、七三三
	その他の流動資産	有価証券利息ほか		九八八、三七一	九八八、三七一
	未収金	建物賃借保証金ほか		一三七、七二四、一五九	一三七、七二四、一五九
	差入保証金			八二九、五三三、〇三六	八二九、五三三、〇三六
	差入保証有価証券			〇	〇
	保管有価証券	集金委託保証預り有価証券		一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇
	自動車損害賠償支払準備資産	電信電話債券		一六、九七〇、〇〇〇	一六、九七〇、〇〇〇
	仮払金	諸立替払金		二、七一一、五二四	二、七一一、五二四
固定資産					
有形固定資産					
				一〇四、五三〇、一九九、四〇八	一〇四、五三〇、一九九、四〇八
				一〇三、八六六、一五八、三〇三	一〇三、八六六、一五八、三〇三

昭和四十八年九月十九日 参議院会議録第三十五号 日本放送協会昭和四十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書



受 信 料 未 収 金	1,021,121,499 円
未 収 受 信 料 欠 損 引 当 金	△ 765,000,000
有 価 証 券	1,016,191,499
貯 蔵 品	7,087,333,926
前 払 費 用	334,733,156
そ の 他 の 流 動 資 産	150,048,733
流 動 資 産 合 計	98,637,721
固 定 資 産	13,920,205,735
有 形 固 定 資 産	5,080,830,855
建 物	△ 15,055,800,700
建 物 減 価 償 却 引 当 金	18,449,025,647
構 築 物	△ 7,234,766,345
構 築 物 減 価 償 却 引 当 金	21,235,391,311
機 械	△ 59,164,440,926
機 械 減 価 償 却 引 当 金	34,733,511,575
器 具 什 器	△ 53,635,694
器 具 什 器 減 価 償 却 引 当 金	34,449,050,556
土 地	△ 453,871,944
土 地	310,733,700
建 設 仮 勘 定	3,774,794,777
無 形 固 定 資 産	4,033,379,669
無 形 固 定 資 産	631,041,208
固 定 資 産 合 計	10,450,199,486
特 定 資 産	1,449,000,000

放 送 債 券 償 還 積 立 資 産	1,490,000,000
繰 延 勘 定	3,442,365
前 払 費 用	146,794,555
放 送 債 券 発 行 差 金	179,276,298
繰 延 勘 定 合 計	110,399,621
資 産 合 計	110,399,621
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	0
短 期 借 入 金	1,016,571,918
未 払 金	8,447,777,335
受 信 料 前 受 金	401,766,734
そ の 他 の 流 動 負 債	9,895,091,957
流 動 負 債 合 計	11,361,107,000
固 定 負 債	1,449,000,000
放 送 債 券	11,440,000,000
長 期 借 入 金	1,100,000,000
退 職 手 当 引 当 金	30,570,000,000
固 定 負 債 合 計	13,089,570,000
負 債 合 計	14,590,677,000
(資 本 の 部)	
資 本	44,000,000,000
積 立 金	3,180,401,444
当 期 資 産 充 当 金	1,329,000,000

昭和四十八年九月十九日 参議院會議録第三十五号 日本放送協會昭和四十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

昭和四十八年九月十九日 参議院會議録第三十五号 日本放送協会昭和四十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

九七二

当期剰余金	三三、五八七、六八五
資本合計	七九、六七四、五九〇、三三四
負債資本合計	一〇〇、三九六、六八三、〇三一

三 昭和四十五年度損益計算書

損益計算書

昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日まで

(科目)	(金額)	円
事業収入	九〇、五二一、三九四、〇八八	
受信料	一四七、三九九、三〇〇	
雑収入	一、〇三三、七五八、七六一	
事業収入合計	二〇、〇二二、五三二、一六〇	
事業支出		
給与	二七、三三二、五八一、五五五	
国内放送費	二六、三三三、三七七、八八四	
国際放送費	七四二、二七四、二三一	
業務費	八、四五四、三五四、七五一	
管理費	一〇、二五七、八七九、九四七	
調査研究費	一、四八二、三四六、六〇一	
減価償却費	三、二八八、五二二、四三六	
関連経費	二、四七〇、七六、一四九	
事業支出合計	六〇、五四八、五三四、四七五	

事業収支差金	
資本支出充当	一、二九九、四〇〇、〇〇〇
当期剰余金	三三、五八七、六八五
事業収支差金合計	一、五三三、九八七、六八五

四 昭和四十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

昭和四十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

一 概要

日本放送協会は、事業経営の長期的構想のもとに、昭和四十五年度事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に推進し、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及の早期達成とすぐれた放送の実施に努めるとともに、極力受信者の開発と事業運営の合理化を図り、放送を通じて国民生活の充実に向上に資するよう努めた。

当年度末の財政状態を財産目録と貸借対照表でみると資産総額一、二〇一億三、九六八万二千元に対し、負債総額四〇四億六、五〇九万二千元、資本の部における資本七五〇億円、積立金三二億六、〇六〇万二千元、当期資産充当金二億八、九四〇万円、当期剰余金二億二、四五八万八千元である。

次に、当年度中の事業収支の状況を損益計算書でみると事業収入九二〇億六、二五五万二千元に対し、事業支出九〇五億四、八五六万四千元、資本支出充当二億八、九四〇万円、当期剰余金二億二、四五八万八千元である。

財産目録、貸借対照表および損益計算書の内容は、次のとおりである。

二 財産目録および貸借対照表

(1) 資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の一、二四億七、八八九万六千円に比べ七六億六、〇七八万六千円増加し、一、二〇一億三、九六八万二千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和四十四年度末		昭和四十五年度末		増 減
	金 額	構成比率 (%)	金 額	構成比率 (%)	
流 動 資 産	二、九四、〇〇三	一〇・六	三、九〇、〇〇六	二・六	一、九九、二二三
固 定 資 産	九六、三七、〇〇四	八五・七	一〇四、五〇、〇九	八七・〇	八、一三三、一五
特 定 資 産	四、〇七、七〇〇	三・六	一、四〇、〇〇〇	一・三	△二、五七、七〇〇
繰 延 勘 定	二四、〇一九	〇・一	一九、二七七	〇・二	△四、八一九
合 計	一三、四八、八〇六	一〇〇・〇	一四、二九、六三三	一〇〇・〇	七、六六〇、七六六

ア 流動資産

当年度末の流動資産は、前年度末の一、一九億四、一〇八万三千円に比べ一九億九、九一二万三千円増加し、一、三三九億四、〇二〇万六千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和四十四年度末		昭和四十五年度末		増 減
	金 額	構成比率 (%)	金 額	構成比率 (%)	
現 金 預 金	二、八〇、二八五	二〇・六	四、五五九、三五一	三二・六	一、七五九、〇二六
受 信 料 未 収 金	六六、一九四八	五・〇	一、〇二六、一九二	七・三	九六〇、〇〇四
有 価 証 券	七、三三、四九〇	五・四	七、〇八七、三三三	五・〇	△二四六、一五七
貯 蔵 品	一三、〇二九	〇・一	一三、四七三	〇・一	四四四
前 払 費 用	一〇、三五九	〇・一	一五、〇四九	〇・一	五、六九〇
その他の流動資産	一、〇〇七、四三三	七・五	九八八、六三八	七・二	△一八、八四五
合 計	一三、九四一、〇八三	一〇〇・〇	一三、九四〇、二〇六	一〇〇・〇	△一、九一三

注一 現金預金

区 分	金 額	摘 要
現 金	三、四四九	小口現金を含む
銀 行 預 金	四、五五、八五	
郵 便 振 替	四、九〇	
合 計	四、五五九、三五	

(単位 千円)

注二 受信料未収金

区 分	金 額	摘 要
受 信 料 未 収 金	一、八〇、一九	当年度末の受信料未収額
未 収 受 信 料 欠 損 引 当 金	△ 七五、〇〇〇	翌年度における収納不能見越額
合 計	一、〇五、一九	

(単位 千円)

注三 有価証券

区 分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
電 信 電 話 債 券	八五九、五五	八三九、〇三六	八三九、〇三六	
金 融 債	六、三三、〇〇〇	六、二四八、三〇八	六、二四八、三〇八	興業債券ほか
合 計	七、一八、五五五	七、〇八七、三四四	七、〇八七、三四四	

(単位 千円)

注四 貯蔵品

区 分	金 額	摘 要
受 信 改 善 業 務 用 物 品	二、四〇〇	受信障害防止器
貯 蔵 品	一三、三三三	
フ イ ル ム	二一六、八六五	
放 送 記 念 品	一三、五三六	
被 服	一、九四三	
合 計	一四、七三七	

(単位 千円)

昭和四十八年九月十九日 参議院會議録第三十五号 日本放送協会昭和四十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

九七四

注五 前払費用

(単位 千円)

区分	金額	摘要
長期借入金利息	二二,三六四	
その他の前払費用	四,七六五	自動車損害賠償責任保険保険料ほか
合計	一五,〇四九	

注六 その他の流動資産

(単位 千円)

区分	金額	摘要
未収入金	一三,七二四	有価証券利息ほか
差入保証金	二八,五三三	建物賃借保証金ほか
保管有価証券	一,七〇〇	集金委託保証預り有価証券
自動車損害賠償支払準備資産	一六,九七〇	電信電話債券
仮払金	二,七三三	諸立替払金
合計	九八,八三八	

イ 固定資産

(単位 千円)

区分	前年度末		当年度		当年度末		減価償却額引当年度末	残高
	残高	増加額	減少額	残高	高累			
有形固定資産	二七,八八三,五六一	三,六一二,八四六	三,八六〇,三九六	一,八八六,七六七	〇,〇二〇,二二〇	八,八八一,五九一	二七,〇〇二,〇二〇	一,八八六,七六七
建物	五,四六〇,一〇四	一,八九一,九六〇	四三,三三三	五,〇〇〇,八三三	一,五八五,八八一	四,〇三三,五五〇	四,〇三三,五五〇	一,〇〇〇,〇〇〇
構築物	二,四七九,三三三	三,七七八,八八八	六三,四八八	一,八四九,〇五七	七,三三三,七六六	二,二二五,三三九	二,二二五,三三九	一,六二三,七一八
機械	八四,八三三,八四四	二一,六四四,六三〇	二,七四四,九三〇	九,七三三,五五九	三,六四九,四九九	三,〇四九,〇五〇	三,〇四九,〇五〇	八四,八三三,八四四
器具什器	五五九,四七七	一六,九三三	二,七四三	五七三,六二六	四五一,八七七	三三〇,五五四	三三〇,五五四	二四三,〇七三
土地	二,三六五,八九一	一,三六七,六〇三	一五八,六九八	二,三七四,七五五	一三,七四四,七五五	一三,七四四,七五五	一三,七四四,七五五	一,〇二〇,〇〇〇
建設仮勘定	五四一,六七三	三,九六一,八四四	四六〇,一三七	四,〇四三,三九〇	一,〇〇三,三九〇	四,〇四三,三九〇	四,〇四三,三九〇	三,〇四〇,〇〇〇
無形固定資産	五八〇,七六一	一七,四二七	三,一七九	七四九,〇二九	八六,九九八	六六〇,〇三二	六六〇,〇三二	八〇,〇〇〇
合計	一六八,四四三,三三三	三,七八三,七三三	三,八六三,三九八	一八七,三六四,二七三	一八,五五四,〇二四	五〇,〇〇〇,九九九	一六八,八五九,二七三	一八,〇四〇,二七三

注一 当年度増加額のうち、建設計画の実施にともなう増加は、二二億五、八七〇万三千円であり、これは総合、教育両テレビジョン局の建設、放送会館の建設、放送設備の整備および宿舍

の整備等を実施したためである。

注二 当年度末の建設仮勘定は、放送センター総合整備工事等未完成のものである。

ウ 特定資産  
放送法第四十二条第三項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和四十四年度末		昭和四十五年度末	
	増	減	増	減
放送債券償還積立資産	四,〇七六,〇〇〇	一,五三〇,〇〇〇	四,〇七六,〇〇〇	一,四三〇,〇〇〇

エ 繰延勘定

翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の一億二、四〇七万九千円に比べ、五一万八千円増加し、一億七、九二七万七千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和四十四年度末	昭和四十五年度末	増	減
前払費用	三、四九三	三、四八二	△	一一一
放送債券発行差金	八九,五六六	一四,七五五		七五,〇一一
合計	一三,〇七九	一七,二三七		五,一九九

(2) 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の三七四億一、一九六万六千円に比べ三〇億五、三二二万六千円増加し、四〇四億六、五〇九万二千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和四十四年度末		昭和四十五年度末		増	減
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)		
流動負債	七,六九八,九六六	二〇・九	九,八五五,〇五二	二四・五	二,一五六,〇八六	
固定負債	二九,五八二,〇〇〇	七九・一	三〇,五七〇,〇〇〇	七五・五	九八八,〇〇〇	
合計	三七,四二一,九六六	一〇〇・〇	四〇,四二五,〇五二	一〇〇・〇	三,〇〇三,〇八六	



ア 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の七八億二、九九六万六千円に比べ二〇億六、五二二万六千円増加し、九八億九、五〇九万二千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和四十四年度末		昭和四十五年度末		増 減
	金額	要	金額	要	
未 払 金	九五、八四〇		一、〇六、五〇八		一一〇、六六八
受信料前受金	六、三三七、七六七		八、四三七、七九七		一、九八、〇三〇
その他の流動負債	三六、三三九		四〇、二七七		一、六四八
合 計	七、六五、五一六		九、八五、〇九二		二、一九、五七六

(単位 千円)

注一 未払金

区 分	昭和四十四年度末		昭和四十五年度末		増 減
	金額	要	金額	要	
放送債券利息	一五四、四五五				
回線専用料ほか諸経費	六六、五二四				
その他	一三、三三九				
合 計	二二四、三一八				

(単位 千円)

注二 受信料前受金

区 分	金額	要
受信料前受金	八、四三七、七九七	翌年度分受信料の収納額

(単位 千円)

注三 その他の流動負債

区 分	金額	摘 要
前 受 収 益	二、〇五九	部外技術協力料
預 り 金	七、三三三	集金委託保証金ほか
預り有価証券	一、七〇〇	集金委託保証有価証券
自動車損害賠償支払準備金	三、九七〇	自動車損害賠償保障法による積立金
仮 受 金	二九、八七九	源泉徴収所得税ほか
合 計	四〇、二九七	

(単位 千円)

イ 固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末の二九五億八、二〇〇万円に比べ九億八、八〇〇万円増加し、三〇五億七、〇〇〇万円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和四十四年度末		昭和四十五年度末		増 減
	金額	要	金額	要	
放 送 債 券	一七、〇四三、〇〇〇		一四、九〇〇、〇〇〇		二、一四三、〇〇〇
長期借入金	八、六四〇、〇〇〇		一一、七〇〇、〇〇〇		三、〇六〇、〇〇〇
退職手当引当金	三、九〇〇、〇〇〇		四、一〇〇、〇〇〇		二〇〇、〇〇〇
合 計	二九、五八三、〇〇〇		三〇、七〇〇、〇〇〇		一、一一七、〇〇〇

(単位 千円)

注 放送債券および長期借入金

区 分	昭和四十四年度末		昭和四十五年度末		増 減
	金額	要	金額	要	
放 送 債 券	一七、〇四三、〇〇〇		一四、九〇〇、〇〇〇		二、一四三、〇〇〇
長期借入金	八、六四〇、〇〇〇		一一、七〇〇、〇〇〇		三、〇六〇、〇〇〇
合 計	二五、六八三、〇〇〇		二六、六〇〇、〇〇〇		九一七、〇〇〇

(単位 千円)

(3) 資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の七五〇億六、六九三万円に比べ四六億七、六六万円増加し、七九六億七、四五九万円となり、その内容は次のとおりである。

ア 資 本

前年度末七〇〇億円に、積立金のうちすでに固定資産化したものに相当する額五〇億円を組み入れたものである。

旧社団法人日本放送協会から承継した純資産

固定資産の再評価益を資本に組み入れた額

積立金から組み入れた固定資産充当金の累積額

積 立 金

前年度末残高三四億四、一三〇万五千円に当年度繰入高(昭和四十四年度当期資産充当金および当期剰余金)一六億二、五六二万五千円、固定資産売却益等積立金の増加高三七億二、四一九万六千円を加え、他方、固定資産の売却損等積立金の減少高六億三、〇五二万四千円を差し引き、資本に五〇億円を組み入れた結果である。

当期資産充当金

当期剰余金

エ 当期剰余金

ウ 当期資産充当金

一億六、三三七万五千円  
三〇億八、八五七万七千円  
七一七億四、八〇四万八千円  
三二億六、〇六〇万二千円  
一二億八、九四〇万円  
二億二、四五八万八千円

昭和四十八年九月十九日 参議院會議録第三十五号 日本放送協会昭和四十五年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

九七六

三 損益計算書

事業収入九二〇億六、二五五万二千円に対し、事業支出は九〇五億四、八五六万四千円、資本支出充当一億八、九四〇万円(貸借対照表の当期資産充当金に相当する)であり、差し引き当期剰余金は二億二、四五八万八千円である。

なお、前年度決算額の事業収入八四七億九、九五五万八千円、事業支出八三二億七、三九三万三千円に比較すれば、事業収入は七二億六、二九九万四千円、事業支出は七三億七、四六三万一千円が増加である。

(一) 事業収入

事業収入の増加は、主としてカラゝ受信契約者の増加にともなり受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和四十四年度		昭和四十五年度		増 減
	年度初頭	年度末	年度初頭	年度末	
受信料	八三、四三六、五五二	一〇、五一一、三四四	九〇、五二一、三四四	七、〇八四、八三三	△
交付金収入	一、九、八六〇	一、四七、三九九	一、四七、三九九	△	四三、四四二
雑収入	一、一八、〇七二	一、四〇三、七五九	一、四〇三、七五九	三三三、六八七	△
合 計	八六、七九〇、五九八	一〇、九一七、五九九	九二、〇二八、九四二	七、二三八、三四四	△

(単位 千円)

ア 受信料

有料受信契約者数の増減状況は、次表のとおりである。

区 分	昭和四十四年度		昭和四十五年度		増 減
	年度初頭	年度末	年度初頭	年度末	
普通契約	△	一、四五六	△	一、四五六	△
カラゝ契約	一、六六九	三、九六五	一、六六九	三、九六五	△
契約総数	二、〇三六	五、四三〇	三、三三四	五、四三〇	三、三九四
年 度 初 頭	二、〇三六	二、〇三六	二、〇三六	二、〇三六	△
年 度 末	二、〇三六	二、〇三六	二、〇三六	二、〇三六	△
年 度 初 頭	二、〇三六	二、〇三六	二、〇三六	二、〇三六	△
年 度 末	二、〇三六	二、〇三六	二、〇三六	二、〇三六	△
合 計	二、〇三六	二、〇三六	二、〇三六	二、〇三六	△

(単位 千円)

これによる受信料収入額は、前年度の八三四億二、八五九万一千円に比べ七〇億八、二八〇万三千円増加し、九〇五億一、一三九万四千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和四十四年度		昭和四十五年度		増 減
	年度初頭	年度末	年度初頭	年度末	
普通受信料	六八、二五八、三〇五	五九、九〇、二二六	七〇、五二一、三四四	八、三六二、九三九	△
カラゝ受信料	一五、七〇、三六六	三〇、六〇、三六六	一五、七〇、三六六	一五、九〇、〇〇〇	△
合 計	八三、九五八、六七一	九〇、五二〇、五九二	八六、二二八、七一〇	八、三六二、九三九	△

イ 交付金収入

前年度の一億九、〇八九万円に比べ四、三四九万一千円減少し、一億四、七三九万九千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和四十四年度		昭和四十五年度		増 減
	年度初頭	年度末	年度初頭	年度末	
国際放送関係政府交付金	一四、四九五	一四、四九五	一四、四九五	一四、四九五	△
選挙放送関係交付金	四、三九五	二、四六八	二、四六八	二、四六八	△
合 計	一八、八四〇	一六、九一三	一六、九一三	一六、九一三	△

ウ 雑収入

前年度の二億八、〇〇七万七千円に比べ二億二、三六八万二千円増加し、一四億三七五万九千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和四十四年度		昭和四十五年度		増 減
	年度初頭	年度末	年度初頭	年度末	
受入利息	八六、三三六	一、〇〇八、九三三	八六、三三六	一、〇〇八、九三三	△
雑収入	三三、三九九	三九四、八五六	三三、三九九	三九四、八五六	△
合 計	一二〇、七三七	一、四〇三、七六六	一二〇、七三七	一、四〇三、七六六	△

(2) 事業支出

前記事業収入をもつて、当年度の事業計画を積極的に推進し、その結果は次表のとおりである。

区分	昭和四十四年度	昭和四十五年度	増減
給放送費	三、三〇、〇三三	二七、三二、五八三	四、〇〇、二一九
国内放送費	三、三〇、〇三三	二七、三二、五八三	四、〇〇、二一九
国際放送費	七、九七、九七八	七、四一、二七四	二、二九、六
業務費	七、一八、三六八	八、四四、九三五	一、二七、五三七
管理費	一〇、〇四、九九九	一〇、二五、七八〇	二〇、三八一
調査研究費	一、六七、四三三	一、四八、二四七	一、九、一八六
減価償却費	二、七九、三六六	一三、二八、八五二	一〇、四、九四八
関連経費	二、四六、二四六	二、四七、〇七六	八〇
合計	六三、一三、三三三	九〇、五四、八五四	二七、四一、五二一

(単位 千円)

注一 給与

区分	昭和四十四年度	昭和四十五年度	増減
給料手当	三、八四、〇九七	二六、八三、五八〇	三、九三、四八三
労務費	四、〇三、三六六	四、八八、〇〇〇	七、六三四
合計	三、三〇、〇三三	二七、三二、五八三	四、〇〇、二一九

(単位 千円)

注二 国内放送費

区分	昭和四十四年度	昭和四十五年度	増減
番組組費	一五、七〇、〇九七	一六、八八、七六一	一、一八、六一三
技術運用費	四、三九、三五六	五、二八、九四四	二七九、五六八
通信施設費	四、四六、一〇三	四、四六、三三三	二三〇
合計	二三、五五、五〇三	二六、五二、三六一	二、九六、八〇八

(単位 千円)

注三 管理費

区分	昭和四十四年度	昭和四十五年度	増減
一般管理費	一、三三、六六八	一、四三、六六五	一〇、九九七
施設管理費	二、三三、三三三	二、三六、二五三	二、九二〇
厚生保健費	三、〇〇、三三三	三、三九、四四〇	三、九〇七
退職手当その他	三、一九、三三六	二、九三、三三三	二、七四、〇〇〇
合計	一〇、〇九、三三〇	一〇、一三、七〇〇	四、三七〇

(単位 千円)

注四 減価償却費

区分	取得価額	当年度償却額	償却額累計	現在価額
有形固定資産	一八六、六五五、八八八	一三、二五五、四三三	一、〇三、七〇〇、〇〇〇	一〇三、八八、一五八
建物	五五、〇〇〇、八三二	二、一五〇、八三五	一、五〇、八〇五、八八二	四、三〇四、九四〇
構築物	一八、四九九、〇一五	一、一七七、七〇〇	七、三三三、七六六	一一、一五五、二四九
機械	九三、七三三、四三二	九、八九二、八三五	五九、二六四、四九一	三四、四三九、〇四〇
器具什器	五五、六六六	三、〇〇七	四三、八七二	一一、七九四
土地	三、七四七、九七五	—	—	三、七四七、九七五
建設仮勘定	四、〇〇〇、三六〇	—	—	四、〇〇〇、三六〇
無形固定資産	七四九、〇一九	—	—	七四九、〇一九
合計	一八七、三〇四、二七二	一三、二八八、五三三	一、〇三、八五四、〇八八	一〇四、五三〇、九九七

(単位 千円)

注五 関連経費

区分	昭和四十四年度	昭和四十五年度	増減
未収受信料欠損償却	七五、六〇〇	七五、〇〇〇	六〇〇
放送債券発行差金償却	三、〇〇〇	三、〇〇〇	—
支払利息等	一、六七九、三三三	一、六三三、〇三三	四六、三〇〇
合計	二、四四七、九三三	二、四四七、〇三三	九〇〇

(単位 千円)

四 収入支出の決算の状況

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

別表 収入支出決算表 昭和四十五年度



前期繰越金

三三、一五、三三円(昭和四十四年度後期繰越金三六八、〇九〇、六七九円、昭和四十三年度分未収受信料欠損額確定に伴う繰越金の減額三三、一八九五、〇九七円)

当年度取崩額 △三〇〇、〇〇〇、〇〇〇円  
当年度繰収支 三三、一八五、〇九七円  
差金発生額 三三、一八五、〇九七円  
後期繰越金 二六、〇五、七九四円

〔西ヶ久保重光君登壇、拍手〕

○西ヶ久保重光君 たいま議題となりました案件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て内閣より提出された日本放送協会の昭和四十五年度の決算についてであります。

その概要を申し上げますと、日本放送協会の昭和四十五年度末における資産総額は一千二百一億四千万円、負債総額は四百四億六千五百万円となっており、また、損益では、昭和四十五年度の事業収入九百二十億六千二百万円に対し、事業支出は九百五億四千八百万円、資本支出充当十二億八千九百万円であり、差し引き当期剰余金は二億二千五百万円となっております。

なお、本件には、会計検査院の「記述すべき意見はない」旨の検査結果が付されております。通信委員会におきましては、政府、会計検査院及び日本放送協会当局に対し質疑を行ない、慎重

審議の結果、本件については全会一致をもってこれを是認すべきものと決定しました。  
以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本件は、委員長報告のとおり是認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 議員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもって委員長報告のとおり是認することに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十一分散会

出席者は左のとおり。

- |     |        |
|-----|--------|
| 議長  | 河野 謙三君 |
| 副議長 | 森 八三一君 |
| 議員  | 塩出 啓典君 |
|     | 内田 善利君 |
|     | 原田 立君  |
|     | 高田 浩運君 |
|     | 阿部 憲一君 |
|     | 萩原幽香子君 |
|     | 今 春聡君  |
|     | 中沢伊登子君 |
|     | 中尾 辰義君 |
|     | 宮崎 正義君 |
|     | 高山 恒雄君 |
|     | 濱田 幸雄君 |
|     | 野末 和彦君 |
|     | 青島 幸男君 |
|     | 中村 利次君 |
|     | 三木 忠雄君 |
|     | 木島 則夫君 |
|     | 玉置 猛夫君 |
|     | 黒柳 明君  |
|     | 熊谷太三郎君 |
|     | 渋谷 邦彦君 |
|     | 田淵 哲也君 |
|     | 温水 三郎君 |
|     | 二宮 文造君 |

- |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 多田 省吾君 | 小平 芳平君 | 初村瀧一郎君 | 渡辺一太郎君 |
| 向井 長年君 | 村尾 重雄君 | 山崎 竜男君 | 星野 重次君 |
| 小山邦太郎君 | 中村 登美君 | 上田 稔君  | 高橋雄之助君 |
| 齋藤 十朗君 | 中西 一郎君 | 佐田 一郎君 | 佐藤 一郎君 |
| 細川 護熙君 | 原 文兵衛君 | 中津井 真君 | 寺本 広作君 |
| 橋本 繁蔵君 | 中村 禎二君 | 久保田藤麿君 | 木村 隆男君 |
| 棚辺 四郎君 | 竹内 藤男君 | 柳田桃太郎君 | 船田 譲君  |
| 永野 鎮雄君 | 山崎 五郎君 | 町村 金五君 | 高橋文五郎君 |
| 長屋 茂君  | 若林 正武君 | 岡本 悟君  | 徳永 正利君 |
| 松垣徳太郎君 | 小林 国司君 | 鹿島 俊雄君 | 米田 正文君 |
| 亀井 善彰君 | 長田 裕二君 | 柴田 榮君  | 大竹平八郎君 |
| 石本 茂君  | 佐藤 隆君  | 江藤 智君  | 平井 太郎君 |
| 林田修紀夫君 | 安田 隆明君 | 安井 謙君  | 後藤 義隆君 |
| 源田 実君  | 二木 謙吾君 | 吉武 恵市君 | 塩見 俊二君 |
| 丸茂 重貞君 | 河口 陽一君 | 鍋島 直昭君 | 山本敬三郎君 |
| 玉置 和郎君 | 山内 一郎君 | 稲嶺 一郎君 | 寺下 岩蔵君 |
| 宮崎 正雄君 | 木島 義夫君 | 川野辺 静君 | 金井 元彦君 |
| 小笠 公昭君 | 堀本 宜実君 | 片山 正英君 | 梶木 又三君 |
| 大森 久司君 | 白井 勇君  | 上田 哲君  | 工藤 良平君 |
| 植木 光教君 | 青木 一男君 | 嶋崎 均君  | 今泉 正二君 |
| 木内 四郎君 | 杉原 荒太君 | 戸田 菊雄君 | 前川 且君  |
| 上原 正吉君 | 松平 勇雄君 | 杉原 一雄君 | 園田 清充君 |
| 剣木 亨弘君 | 古池 信三君 | 山本茂一郎君 | 藤田 正明君 |
| 塚田十一郎君 | 鬼丸 勝之君 | 平泉 涉君  | 沢田 政治君 |
| 鈴木 省吾君 | 増田 盛君  | 野々山一三君 | 大橋 和孝君 |
| 志村 愛子君 | 高橋 邦雄君 | 杉山善太郎君 | 楠 正俊君  |
| 柴立 芳文君 | 古賀雷四郎君 | 土屋 義彦君 | 内藤管三郎君 |
| 黒住 忠行君 | 河本嘉久蔵君 | 西村 尚治君 | 松永 忠二君 |

森中 守義君	西村 関一君
林 虎雄君	平島 敏夫君
山本 利壽君	山下 春江君
中村 英男君	森 元治郎君
山崎 昇君	増原 恵吉君
田口長治郎君	羽生 三七君
加藤シツエ君	藤原 道子君
鶴園 哲夫君	鈴木 強君
片岡 勝治君	辻 一彦君
佐々木静子君	須原 昭二君
香脱タケ子君	小谷 守君
神沢 浄君	鈴木美枝子君
宮之原貞光君	加藤 進君
竹田 四郎君	安永 英雄君
小笠原貞子君	田中寿美子君
川村 清一君	中村 波男君
鈴木 力君	森 勝治君
塚田 大願君	星野 力君
松本 賢一君	小林 武君
矢山 有作君	西ヶ久保重光君
渡辺 武君	須藤 五郎君
竹田 現照君	横川 正市君
小柳 勇君	河田 賢治君
岩間 正男君	加瀬 完君
吉田忠三郎君	小野 明君
田中 一君	秋山 長造君
春日 正一君	

國務大臣

大藏大臣	愛知 揆一君
農林大臣	櫻内 義雄君
通商産業大臣	中曾根康弘君
運輸大臣	新谷寅三郎君
郵政大臣	久野 忠治君
建設大臣	金丸 信君
厚生政務次官	山口 敏夫君
労働政務次官	葉梨 信行君

議長の報告事項

一昨十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	小谷 守君
法務委員	君 健男君
大蔵委員	寺下 岩蔵君
同	田湖 哲也君
文教委員	中村 登美君
同	志村 愛子君
社会労働委員	船田 謙君
同	吉武 恵市君
同	石本 茂君
同	鶴園 哲夫君
運輸委員	栗林 卓司君
同	青島 幸男君
通信委員	山田 勇君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

法務委員	鶴園 哲夫君
大蔵委員	吉武 恵市君
同	船田 謙君
同	栗林 卓司君
文教委員	寺下 岩蔵君
同	石本 茂君
社会労働委員	中村 登美君
同	君 健男君
同	志村 愛子君
同	小谷 守君
運輸委員	田湖 哲也君
同	山田 勇君
通信委員	青島 幸男君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを公害対策及び環境保全特別委員会に付託した。

瀬戸内海環境保全臨時措置法案(公害対策並びに環境保全特別委員長提出)

同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆議院に回付した。

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律案

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

建設省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書	
一、目的	国立学校設置法等の一部を改正する法律案及び国立学校設置法の一部を改正する法律案について大阪市において意見を聴取する。
一、派遣委員	水野 鎮雄 久保田藤磨 松永 忠一 金井 元彦 安永 英雄 内田 善利 萩原幽香子 加藤 進
一、派遣地	大阪府
一、期間	九月十八日一日間
一、費用	概算六八、八〇〇円

右の通り議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

昭和四十八年九月十七日

文教委員長 水野 鎮雄

参議院議長 河野 謙三殿

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

覚せい剤取締法の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

覚せい剤取締法の一部を改正する法律

同日議長はスウェーデングスタフ国王陛下の崩御に対して弔意を表すため、同国会議長ヘンリー・アーランド閣下宛、左の弔電を発送した。

グスタフ国王陛下御崩御の報に接し、まことに哀惜の念に耐えません。

ここに参議院を代表して、つつしんで深甚なる哀悼の意を表します。

同日内閣から、地方財政法第二十条の二の規定による意見書を受領した。

昨十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

法務委員

大蔵委員

同

同

文教委員

同

社会労働委員

同

同

同

同 斎藤 十朗君

同 香脱タケ子君

同 農林水産委員

同 通信委員

同 建設委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員

法務委員

大蔵委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

法務委員会

理事 原 文兵衛君 (中西一郎君の補欠)

大蔵委員会

理事 栗林 卓司君 (栗林卓司君の補欠)

同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案

農林水産委員会に付託

瀬戸内海環境保全臨時措置法案

公害対策及び環境保全特別委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを公害対策及び環境保全特別委員会に付託した。

公青健康被害補償法案

同日委員長から左の報告書が提出された。

通行税法の一部を改正する法律案可決報告書

中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法の一部を改正する法律案可決報告書

水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案可決報告書

航空事故調査委員会設置法案可決報告書

日本放送協会昭和四十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書議決報告書

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知

書を受領した。

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律案

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

水源地域対策特別措置法案

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律

健康保険法等の一部を改正する法律

厚生年金保険法等の一部を改正する法律

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律

水源地域対策特別措置法

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したので、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法第十五条第五項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(八月二十七日任期満了による再任)

高橋 正雄

昭和四十八年九月十九日 参議院會議録第三十五号

(同日任期満了の篠原三代平の後任)

山田 雄三

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(八月十八日任期満了の四方陽之助の後任)

八木 高生

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

九八二

定価 一部 五十円

(送料共)

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五八二 四四二二(大代)